

審議事項（５） - 1

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

平成 18 年 5 月 12 日

重要性の判断に関する調査

1. リース資産総額に重要性がないと認められる場合の判断基準

調査結果

リース資産総額に重要性がないと認められる場合の判断基準による比率ごとの影響度合いを調査した結果、分母に無形固定資産を含めたとしても、下記の比率に大きな差はなかった。

有形固定資産比率		有形・無形固定資産比率	
5%未満	60.8%	5%未満	62.7%
10%未満	82.0%	10%未満	83.4%
20%未満	93.1%	20%未満	94.3%

有形固定資産比率 = 未経過リース料期末残高相当額 ÷ (有形固定資産合計 + 未経過リース料期末残高相当額)

有形・無形固定資産比率 = 未経過リース料期末残高相当額 ÷ (有形固定資産 + 無形固定資産 + 未経過リース料期末残高相当額)

調査方法

有価証券報告書の記載をベースに実施：

ソース：日本公認会計士協会データベースの CD-ROM 有価証券報告書（財務省印刷局）

対象会社：連結貸借対照表及び連結損益計算書が掲載されている会社（2,827 件）のうち、所有権移転外ファイナンス・リース取引の期末残高相当額が 1 億円以上の会社（2,004 件）

対象：平成 13 年 4 月期～平成 14 年 3 月期の連結財務諸表

この期間に決算月の変更があった場合には、遅い決算期の数値を利用する。

有形固定資産比率

= 未経過リース料期末残高相当額 ÷ (有形固定資産 + 未経過リース料期末残高相当額)

	企業数(社)	構成比
5%未満	1218	60.8%
10%未満	424	21.2%
20%未満	222	11.1%
30%未満	74	3.7%
40%未満	25	1.2%

審議事項（５） - 1

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

50%未満	15	0.7%
60%未満	12	0.6%
70%未満	5	0.2%
80%未満	6	0.3%
90%未満	3	0.1%
100%未満		0.0%
100%以上		0.0%
合計	2,004	100.0%

有形・無形固定資産比率

= 未経過リース料期末残高相当額 ÷ (有形固定資産 + 無形固定資産 + 未経過リース料期末残高相当額)

	企業数 (社)	構成比
5%未満	1257	62.7%
10%未満	415	20.7%
20%未満	218	10.9%
30%未満	68	3.4%
40%未満	30	1.5%
50%未満	5	0.2%
60%未満	6	0.3%
70%未満	1	0.1%
80%未満	3	0.1%
90%未満	1	0.1%
100%未満		%
100%		%
合計	2,004	100.0%

(参考)

固定資産比率

= 未経過リース料期末残高相当額 ÷ (固定資産 + 未経過リース料期末残高相当額)

	企業数(社)	構成比
5%未満	1,510	75.3%
10%未満	329	16.4%
20%未満	138	6.9%
30%未満	15	0.7%
40%未満	7	0.3%
50%未満	4	0.2%
60%未満		0.0%

審議事項（５） - 1

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

70%未満	1	0.0%
80%未満		0.0%
90%未満		0.0%
100%未満		0.0%
100%以上		0.0%
合計	2,004	100.0%

2. 貸手のリース取引に重要性がないと認められる場合の判断基準

現行のリース実務指針では、ファイナンス・リース取引について貸借借処理を行う場合において、下記の算式により算出した割合に重要性が乏しい場合は、財務諸表に注記することとなる未経過リース料期末残高相当額の算定に当たり、期末現在における未経過リース料および見積残存価額の合計額から、これに含まれている利息相当額を控除しない方法によることができるものとしている。この基準は、適用指針案で認めている貸手のリース取引に重要性がないと認められる場合の判断基準と同じである。

未経過リース料および見積残存価額の合計額の期末残高 ÷ (未経過リース料および見積もり残存価額の合計額の期末残高 + 営業債権の期末残高) < 10 パーセント

上記の重要性の判断は、通常、リース業を専業とする企業について適用されることはないが、その他の事業を営む企業がファイナンス・リース取引を行っている場合に適用されている。

調査方法

データの加工が困難であったため、実際に上記の算式によるデータの抽出はせず、平成16年4月から17年3月までの有価証券報告書提出会社のリース取引の注記のなかで、貸手で利息相当額の算定方法について記載のある会社について調査した。

調査結果

貸手で利息相当額の算定方法を記載している会社218社中利子込み法は101社であった。
(46.3%)

以上